

主催：日本弁護士連合会

労働の日 全国一斉労働相談 ホットライン

ロウドウのイロハ
☎ 0120-610168

労働の日

6/10(月)
10:00~22:00

弁護士が
無料
で対応

なぜ、
正規社員と
こんなに
違うの？

4/1より改正労働契約法
が施行

解雇
されそう
...

パワハラ
がひどい
...

次の
更新は
ない

こんなことはありませんか？

- 実際は求人広告よりも賃金が低かった
- 残業代が出ない
- 上司からいつも怒鳴られる
- セクハラを受けている

- 残業が多すぎて疲れてしまった
- 明日から来なくていいと言われた
- 業績が悪いからやめてほしいと言われた
- 個人請負契約に切り替えてほしいと言われた
- 有期契約で働いているが、突然、今後の更新は3年を限度とするとされた

- 有期社員には交通費なし、ロッカーも使えないっておかしい？
- もう、10年以上有期で働いているのに、突然、次の更新はないと言われた
- 次は更新しないという契約書にサインすれば、今回だけは更新すると言われた

などなど

※詳細は、各弁護士会にお問い合わせください。